

2008年2月16日

文部科学大臣 渡海 紀三朗 様  
文化庁 長官 青木 保 様  
滋賀県 知事 嘉田 由紀子 様  
滋賀県議会 議長 出原 逸三 様  
滋賀県教育長 斉藤 俊信 様

美術史学会  
代表委員 浅井 和春

### 滋賀県立琵琶湖文化館の活動に関する要望書

美術史学会は現在、約2,500名の会員を擁し、1949年の創設以来半世紀以上にわたって美術史学研究に関わる学会活動を続けてきました。近年は、昨今の経済状況を背景とする美術館・博物館の置かれた厳しい状況を憂慮し、専門委員会を設けて会員の約3分の1を占める美術館・博物館学芸員の職場における研究環境の向上にも取り組んできました。そのため美術史学会としては、今回の滋賀県立琵琶湖文化館（以下琵琶湖文化館と表記する）の休館問題に関しても、わが国の文化と美術の発展に寄与してきた美術館・博物館活動の公共性の観点のみならず、琵琶湖文化館の果たしてきた文化財展示施設としての重要性および収蔵・寄託品の学術的価値などの観点から、その行方に多大の関心を払わざるを得ません。

琵琶湖文化館は、1961年の開館以来、滋賀県の中核的な文化財公開施設としての役割を担い、仏教美術を中心とした文化財の調査研究、収集、展示および教育普及等の特筆すべき活動を行ってきたことは、周知の事実です。加えて、これらの活動を中心となって支えてきた学芸員の調査研究、収集、展示および教育普及等に果たした社会的貢献は、全国的に高く評価されています。また、琵琶湖文化館は博物館法に則った登録館であるだけでなく、文化財保護法第48条に伴う国宝・重要文化財の勧告・承認出品館であり、滋賀県内の貴重な文化財を数多く、適切に保管し、活用する役割を長きにわたって果たしてきた施設であることもよく知られています。

滋賀県は、中央にある琵琶湖を核として古来より文化遺産が集積し、全国4位の国宝・重要文化財の所蔵件数を誇る豊かな文化が形成された地域であり、むしろ琵琶湖文化館が果たしてきた機能がいつそう充実されるべきであると考え、美術史学会は下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 滋賀県立琵琶湖文化館がこれまで担ってきた文化財展示施設としての学術的および社会的役割と公共性を認識して、その活動の維持を図るとともに、その機能を継承、発展させた、豊かな文化遺産を誇る滋賀県にふさわしい文化財展示施設運営の将来構想を速やかに策定すること。
2. 寄託された国宝・重要文化財など、収蔵文化財の適正な管理と、公開活用の継続を図ること。
3. 同館のこれまでの活動において学芸員が果たしてきた役割の重要性を認識し、博物館法に定められた「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」（第3条1-4）を含む職務を行う専門職として学芸員の雇用を確保すること。